

(案)

衣浦港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成 29 年 2 月

衣浦港港湾管理者
愛 知 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成26年 2月 第34回愛知県地方港湾審議会
- ・ 平成26年 3月 交通政策審議会第55回港湾分科会
- ・ 平成26年10月 第35回愛知県地方港湾審議会

の議を経た衣浦港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

I	変更理由	1
II	港湾施設の規模及び配置	2
II-1	専用埠頭計画	2
II-2	水域施設計画	2

I 変更理由

立地企業の要請に基づき、武豊地区において、専用埠頭計画及び水域施設計画を変更する。

II 港湾施設の規模及び配置

II-1 専用埠頭計画

II-1-1 武豊地区

石炭や重油、石炭灰、石こう等を取り扱うため、専用埠頭を次のとおり計画する。

水深 12 m ドルフィン 1 バース [新規計画]

水深 9.2 m ドルフィン 1 バース [新規計画]

水深 6.2 m ドルフィン 2 バース [新規計画]

これに伴い、次の既定計画を削除する。

既定計画

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 160 m

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m

II-2 水域施設計画

専用埠頭の計画に対応して、泊地を次のとおり計画する。

II-2-1 泊地

武豊地区

水深 12 m 面積 139 ha [既定計画の変更計画]

水深 9.2 m [新規計画]

水深 6.2 m 面積 1 ha [新規計画]


既定計画

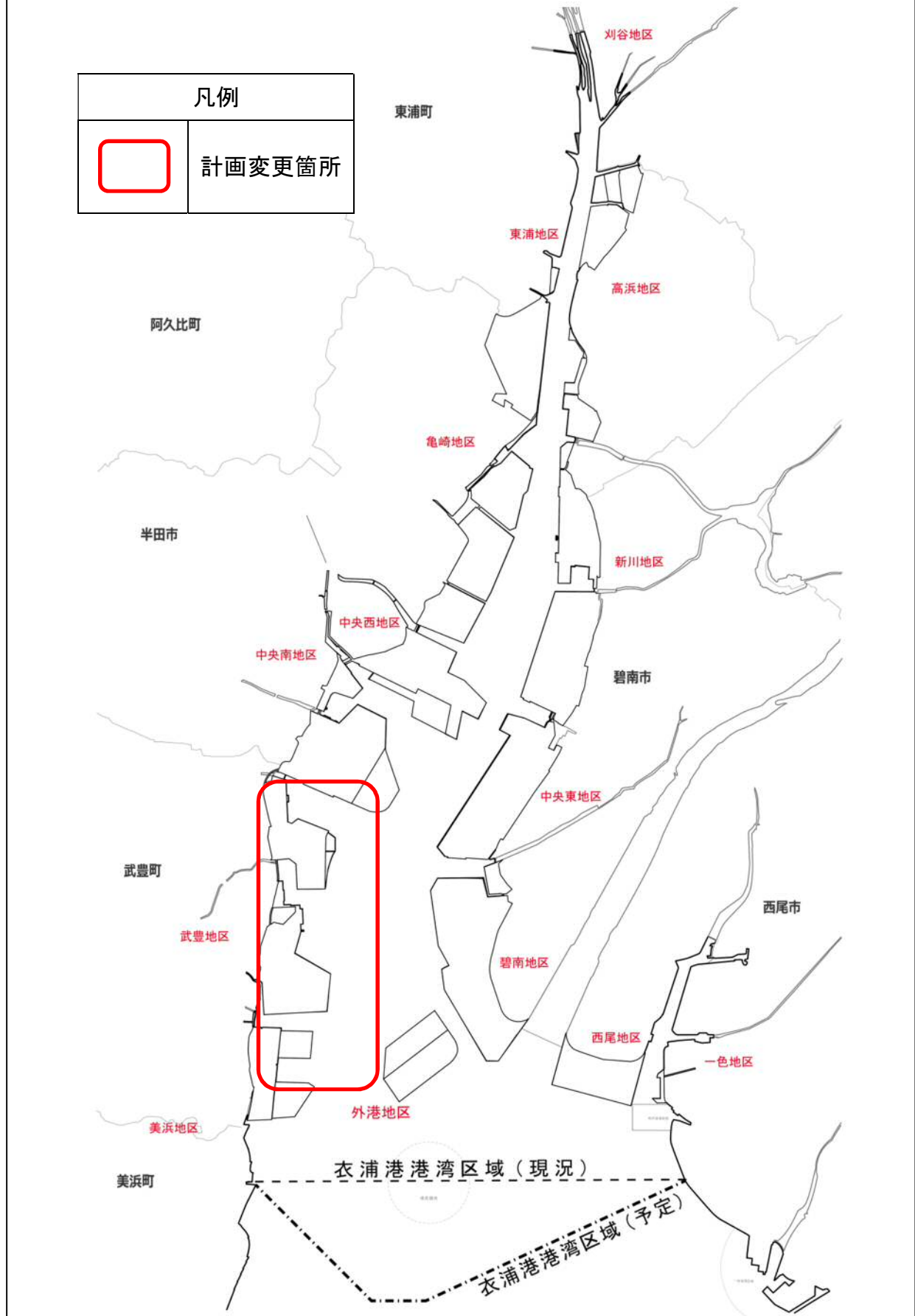
水深 12 m 面積 114 ha

水深 9 m

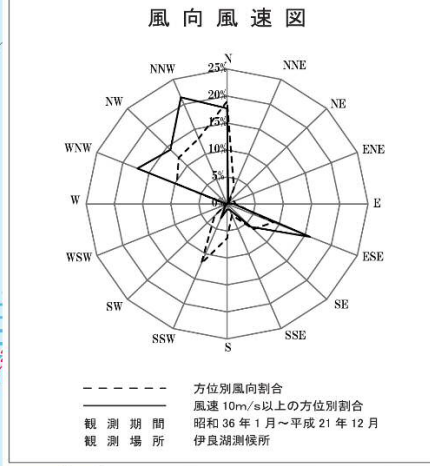
水深 7.5 m

衣浦港港湾計画位置図

凡例	
	計画変更箇所



衣浦港港湾計画図



凡例

	公共岸壁	(既設)
	公共耐震強化岸壁	(既定計画)
	専用岸壁	(既設)
	公共物揚場	(既設)
	物資補給岸壁	(既設)
	公共船揚場	(既設)
	ドルフィン	(今回計画)
	航路	(既定計画)
	泊地	(今回計画)
	泊地	(既定計画)
	埠頭用地	(既定計画)
	その他用地	(既定計画)
	緑地	(既定計画)
	交通機能用地 (臨港道路)	(既定計画)
	交通機能用地 (その他道路)	(既定計画)
	海浜	(既定計画)
	防波堤	(既設)
	小型棧橋	(既定計画)
	海岸保全区域 (国土交通省) 水管理・国土保全局	
	海岸保全区域 (国土交通省) 港湾局	

